

平成 2 1 年度 宮城県社会福祉協議会事業計画

〔経営理念〕

宮城県社会福祉協議会は、本県における地域福祉推進の中核機関として、市（区）町村社会福祉協議会をはじめ福祉諸団体、NPO法人、ボランティア等幅広い関係者との連携・協働のもと、高い公益性とともに民間法人としての自主性、創造性を発揮して、『誰もが身近な地域で安心していきいきと暮らせる地域づくり』に取り組み、豊かな福祉社会の実現を目指します。

経営理念の実現に向け、経営方針、経営目標、行動計画のもと、平成 2 1 年度事業を実施いたします。

経営方針	経営目標	行動計画	平成 2 1 年度事業計画
1. 地域福祉を総合的に推進する。	(1) 市町村社会福祉協議会が行う地域における支え合いの仕組みづくりとその運営を支援する。	イ 市町村社会福祉協議会地域福祉活動計画の策定及びその実践に対し、個別的、専門的支援を行う。 ロ 地域福祉推進基礎組織の設置及び発展を支援する。 ハ 地域総合相談・生活支援システム構築に向けた支援を行う。 ニ 社会福祉協議会職員の養成を支援する。 ホ 市町村社会福祉協議会との連携を進める。	全市町村社会福祉協議会が 3 ヶ年で地域福祉活動計画を策定できるように、「社協活動実践研究委員会」での研究をもとに、所用の支援を行います。 (イ) 策定する社会福祉協議会との連絡会議及び研修 (ロ) 策定する社会福祉協議会へ実践研究委員派遣による支援 地域における支え合いの仕組みの単位となる「小地域福祉活動」の現状と課題を研究し、その有効性をモデル社会福祉協議会で実施し、各社会福祉協議会への普及を目指します。 (イ) 実践研究委員会における調査・研究 (ロ) モデル社会福祉協議会における実践への支援 地域の中での個々人の「困りごと」は、住民同士の地域での助け合いも専門の関係機関との連携も、重層的に必要なことであり、その再構築について研究と実施を目指します。 (イ) 実践研究委員会における調査・研究（再掲） (ロ) モデル社会福祉協議会における実践への支援（再掲） 地域福祉推進の要である社会福祉協議会の役職員等の「地域福祉の理念」に関する専門性をより高めるため、研修等を実施します。 (イ) 全国社会福祉協議会主催研修会等への市町村社会福祉協議会職員の派遣 (ロ) 市町村社会福祉協議会役職員の研修（会議）の実施 市町村社会福祉協議会との情報交換、課題の協議等をおし、協力して地域福祉を推進していきます。 (イ) 市町村社会福祉協議会会長・事務局長会議の開催 (ロ) 実践研究委員会による研究活動（再掲） (ハ) 市町村社会福祉協議会便覧発行、福祉情報提供 (ニ) 第 5 回社会福祉協議会フォーラムの開催
	(2) 社会的援護を必要とする人々への自立生活支援を充実する。	イ 日常生活自立支援事業の充実強化を図る。 ロ 生活福祉資金貸付事業を推進する。 ハ 東北中国帰国者支援・交流センターを運営する。 ニ 高齢者・障害者及びその家族からの相談に応じ、支援する。	「日常生活自立支援事業（まもりーぶ事業）」 判断能力が低下し、日常生活に不安を持つ方へ、福祉サービス利用援助・日常的金銭管理サービス等の実施などの定期的な訪問により自立生活のサポートを行ないます。 (イ) ニーズに対応した福祉サービス利用援助等事業の展開 (ロ) 潜在するニーズ発見、利用者拡大のための広報啓発 (ハ) より地域に密着したサービス実施のための基幹型社協への全面事務委託の推進 「生活福祉資金貸付事業」 資金の借入により自立更生が見込まれる世帯に対して、生活福祉資金、離職者支援資金、長期生活支援資金及び要保護世帯向け長期生活支援資金の貸付を行います。 (イ) 借入申込世帯のニーズに応じた資金の貸付促進 (ロ) 緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった世帯への緊急小口資金の貸付による支援（新規） (ハ) 償還指導による適正な債権管理の推進 中国帰国者で社会的自立が困難な状況の方へ、地域の定着・自立を目指し学習支援や相談事業などで自立を支援します。 (イ) 圏域 6 県の自治体、民間団体の支援 (ロ) 帰国者一人一人のニーズに即した日本語学習支援・交流事業を実施し、帰国者の閉じこもりを防止 地域生活における当事者・家族からの「相談」に対し専門機関として、総合的に受け止め、必要な機関との連携・協力を行うとともに、市町村域の相談支援体制を支援します。 (イ) 県域を対象とする専門的相談事業の充実強化 a 宮城県高齢者総合相談センター事業 b 市町村から受託した障害者相談支援事業の実施 c 国から受託した就業・生活支援センター事業の実施

経営方針	経営目標	行動計画	平成21年度事業計画
			d 障害児等療育等支援事業の実施 e 宮城県発達障害者支援センター事業の実施 f 精神障害者夜間等相談窓口事業の実施 (ロ) 総合相談機能の充実による「ワンストップ相談」体制の強化
	(3) ボランティア・市民活動を推進する。	イ 市町村社会福祉協議会ボランティアセンター活動への支援を強化する。 ロ 住民参加と人づくりのための基盤整備を進める。 ハ 中間支援や広域での活動を目的とする多様な団体との連携・協働を行う。 ニ ボランティア・市民活動の啓発と情報提供を推進する。	地域の福祉ニーズや状況を把握している社会福祉協議会のボランティアセンター活動を支援し、地域福祉を推進します。 (イ) ボランティアセンター機能の改善に取り組む社会福祉協議会に対し、重点的支援の実施 【1.(1)と一体で行う。】 (ロ) ボランティア基金によるボランティアセンター運営の支援 (ハ) 市町村社会福祉協議会ボランティア担当者会議・研修会実施 地域での活動や協力を住民に対し促す役割のコーディネーターの養成、自発的に考えて行動できるような手法などの研究を行ないます。 (イ) 地域指定福祉教育推進事業の実施 (ロ) ボランティアコーディネーター養成の充実 (ハ) 地域福祉活動推進者（コミュニティソーシャルワーカー）の育成 NPO支援センターや他の関係団体と課題や地域福祉推進の目的を共有し、連携して地域活動を行ないます。 (イ) 中間支援組織ネットワークの形成 (ロ) 広域におけるシニアリーダー層の活動の支援 ボランティア・市民活動を活発にするための情報提供と相談事業を実施します。 (イ) ホームページ、情報誌による情報発信 (ロ) ボランティア保険の普及促進
	(4) 高齢者の社会参加を促進する。	イ 地域のシニアリーダーとなる人材を育成する。 ロ 高齢者のスポーツ、文化活動を振興する。 ハ 高齢者の地域活動，ボランティア，市民活動への参加を促進する。	多様な関心とニーズに対応できる学習をとおり、高齢者の地域活動を推進するリーダーを育成します。 (イ) 宮城いきいき学園運営事業 (ロ) 「元気になる・実用シニア塾」の企画・運営 スポーツ・文化活動をより促進することで、社会参加を促進します。 (イ) シルバースポーツ振興事業として全国健康福祉祭（ねんりんピック・北海道）への選手派遣 (ロ) 宮城シニア美術展開催 宮城いきいき学園の受講生・卒業生を含めた地域のシニア層の方々の地域活動，ボランティア，市民活動への参加を促進します。 (イ) 地域参加活動説明会（シニアの地域参加・交流セミナー） (ロ) 生きがい健康づくり推進協力員地域活動支援事業 (ハ) 「いきいきライフみやぎ」の発行 (ニ) いきいきSUNクラブ運営事業 (ホ) みやぎエルダーネット支援事業
	(5) 福祉諸団体を支援する。	イ 福祉諸団体，NPO法人等を支援する。 ロ 民生委員・児童委員を支援する。 ハ 社会福祉充実のため要望の実現を目指して関係機関に働きかけを行う。	社会福祉法人や業種別協議会，福祉NPO等の事業，活動に対し，必要に応じ協議・連携し，支援します。 (イ) 児童福祉関連分野との連携・協働 (ロ) 県社会福祉施設経営者協議会等との連携・協働 地域社会を支える重要な人材である民生委員・児童委員の活動を支援します。 (イ) 民生委員児童委員の階層別研修の実施（相談技法研修含む） (ロ) 民生委員互助給付事業の実施 (ハ) 民生委員児童委員活動との連携による地域福祉活動の強化 福祉諸団体と連携して，社会福祉充実のための要望をまとめ，関係機関に働きかけを行います。
	(6) 有事の際の災害支援活動を円滑に行う。	イ 災害時に備えた福祉救援，ボランティア活動支援の体制整備を推進する。 ロ 県災害ボランティアセンターの運営機能を強化	災害時において福祉救援，ボランティア活動支援が円滑に実施できるよう，行政，NPO，地域住民等との連携，協働の体制整備を進めます。 (イ) 市町村社協災害救援事業実施に際する支援 (ロ) 市町村災害ボランティアセンター設置運営訓練（スキルアップ編）事業 (ハ) 宮城県災害ボランティアセンター連絡会議（県主催）に参加し，連携，協働体制を整備 県災害ボランティアセンターの運営機能を強化します。 (イ) 県災害ボランティアセンター運営訓練の実施

経営方針	経営目標	行動計画	平成21年度事業計画
		する。	
	(7) 県民に対し、わかりやすい福祉情報を発信する。	イ 社会福祉協議会活動に関する情報を発信し、社協への理解を深める。 ロ ボランティア・市民活動関係情報を提供する。 ハ 福祉制度、福祉課題等広く社会福祉に関する情報を提供する。	社会福祉協議会に関する情報を広報誌やメディアを利用しタイムリーに発信することで、理解と関心を高めます。 (イ) 「福祉みやぎ」の発行 (ロ) 宮城県社会福祉協議会ホームページの運営 (ハ) 第5回社会福祉協議会フォーラムの開催（再掲） ボランティア・市民活動に役立つ情報を発信します。 (イ) ホームページによる情報発信及び情報誌「こらぼ」の発行 (ロ) 「いきいきライフみやぎ」の発行（再掲） 社会福祉に関する情報を広報誌やホームページにより、県民、社会福祉関係者に伝えます。 (イ) 福祉人材広報誌「はーとふる」の発行 (ロ) 第55回宮城県社会福祉大会の開催 (ハ) 宮城県社会福祉協議会ホームページの運営（再掲） (ニ) 「福祉みやぎ」の発行（再掲）
2. 福祉人材の確保と育成に向けた取組を推進する。	(1) 福祉人材確保の取組の充実を図る。	イ 関係機関との福祉人材確保に関する課題等の共有、連携・協働を推進する。 ロ 福祉の仕事に関するイメージアップを図るための広報等を行う。 ハ 社会福祉法人・事業所の人材採用活動を支援する。 ニ 戦略的な就職フェアを展開する。 ホ 定年退職者等高齢者、障害者の福祉分野での就労を促進する。	福祉人材確保に関する課題等をハローワーク、施設関係団体、職能団体と共有し、連携して対応していきます。 (イ) 宮城県福祉人材センター運営委員会の開催 (ロ) 関係機関団体との連携 (ハ) 福祉人材無料職業紹介事業 人材確保のため、県民及び学校へ幅広く広報し、福祉の仕事の重要性をアピールします。 (イ) 福祉人材広報誌「はーとふる」の発行（再掲） (ロ) 福祉の仕事に関するイメージアップ、人材センター周知のためのポスター作成等 社会福祉法人・事業所と連携・協働し、よりよい人材の確保・定着に努めます。 (イ) 福祉人材確保推進事業 a 職員採用・育成に関するセミナーの開催 b 休職・離職者で福祉の資格を有する方に対する研修の実施 (ロ) 福祉施設経営相談事業と連携した法人特別支援事業の実施 (ハ) 介護福祉士等修学資金貸付事業（新規） 福祉の人材確保に関して、学校や施設現場の協力を得て、タイムリーで効果的な説明会の実施を目指します。 (イ) 福祉の職場説明会の開催 (ロ) 福祉の仕事ガイダンスの開催 (ハ) ハローワークを活用した移動相談会の実施 福祉の現場において、積極的に雇用ができるよう検討します。 (イ) 「社会福祉法人へのネットワーク機能」活用による社会福祉法人・施設での雇用の啓発 (ロ) 国から受託した就業・生活支援センター事業での企業開拓
	(2) 良質な福祉サービスを支える福祉人材の育成を強化する。	イ 社会福祉従事者の研修体系を構築する。 ロ 研修事業の効果的な実施に努める。	宮城県社協が受託並びに実施している研修と今後の必要な課題をまとめ、宮城県における福祉従事者の研修体系を策定します。 人材育成のため、研修事業の効果的な実施に努めます。 (イ) 資格の取得や専門性を高める研修 「介護保険法による介護支援専門員関係」 「障害者自立支援法による相談・サービス管理者研修関係」 など、専門分化された福祉施策へ対応する必要な資格取得研修 (ロ) 社会福祉従事者研修 社会福祉の現業者（行政職員含む）の、資質の向上に対し、タイムリーで専門性の高い研修の企画実施 (ハ) 介護研修センターにおける介護知識・技術の普及 a 介護研修センターが設定し開催する介護講座 b 県の委託研修（制度の見直し等に対応した高齢者福祉事業従事者のための専門講座・認知症・小規模多機能など）

経営方針	経営目標	行動計画	平成21年度事業計画
3. 福祉サービス利用者等の権利擁護活動を推進する。	(1) 福祉サービス利用者等の支援，権利擁護の取組に努める。	イ 日常生活自立支援事業の充実を図る。 ロ 福祉サービス第三者評価事業を推進する。 ハ 権利侵害への対応，発生防止に向けた取組を強化する。 ニ 身体拘束廃止の相談・研修を実施する。 ホ 福祉サービスに係る苦情解決事業の充実を図る。	福祉サービス利用援助等事業の展開において，行政や権利擁護機関，地域包括支援センター等との協力・連携を図り，利用者の日常生活の支援に取り組みます 福祉サービス内容の客観的評価により，福祉サービスを利用する人への判断情報の提供と事業者側への質の向上の働きかけとなります。 （イ）広報媒体の活用等による本事業の普及啓発 （ロ）評価事業の実施 県内で行われている権利擁護事業・推進団体・成年後見制度に関する現状を調査・研究し，課題をまとめ今後の宮城における権利擁護のあり方について検討します。 高齢者権利擁護推進事業の取り組みとして，宮城県身体拘束ゼロ作戦推進委員会より介護老人福祉施設 和風園が「身体拘束相談窓口の継続実施」を受託し推進します。 「福祉サービス利用に関する運営適正化委員会」を設置し，苦情解決の充実に取り組みます。 （イ）運営監視合議体による日常生活自立支援事業の調査 （ロ）苦情解決合議体による「事実確認」と適切な解決促進 （ハ）事業者向け「苦情解決促進」に関する個別指導 （ニ）事業者向け・第三者委員向け研修の開催
	(2) 福祉サービスの質の向上に努める。	イ 福祉サービス第三者評価事業を推進する。 ロ 福祉サービスに係る苦情解決事業を推進する。 ハ 介護サービス情報の公表をとおし介護サービスの質の確保に努める。 ニ 社会福祉法人，NPO法人等福祉サービス事業者への相談支援，人材育成支援を行う。 ホ 福祉QC活動を普及する。	（再掲 3.（1）ロ） （再掲 3.（1）ホ） 介護保険事業者の運営状況を，利用者にわかりやすく情報開示し，質の確保の一助とします。 （イ）介護サービス情報調査事業 事業者からの経営等の相談に対し，個別・集団での指導・研修などの方法により支援し，人材確保・経営改善に努めます。 （イ）社会福祉経営支援事業による相談支援の実施 a 社会福祉施設経営相談センターの開設による総合的な支援 b 「特別経営支援事業」の実施 （ロ）介護保険事業の経営に向けた専門的集団指導（研修）の実施 a 市町村社協の介護保険経営に関する勉強会・地域包括支援センター経営の勉強会の開催 b 新体系サービス移行促進事業のフォローアップ研修の開催 福祉QC活動を他の福祉施設，市(区)町村社協にも普及し，福祉サービスの質の向上に努めます。 （イ）「福祉QCサークル活動」普及モデル事業の実施
4. 指定管理施設等の適正な運営を行う。	(1) 福祉サービスの向上及び施設の効率的かつ効果的な管理運営に努める。	イ 利用者の生活の質の向上に努める。 ロ リスクマネジメントを推進する。 ハ 権利擁護を推進する。 ニ セーフティーネット的機能を発揮する。	利用者一人ひとりの基本的人権を守り，利用者の主体性を尊重した質の高いサービスの提供に努めます。 （イ）施設サービスの標準化 （ロ）個別支援計画の再構築 良質かつ安心・安全なサービスの提供に努めます。 （イ）ヒヤリ・ハット事例の収集，要因分析による事故防止 （ロ）福祉QC活動の推進 （ハ）個人情報の保護，管理の徹底 （ニ）施設サービスの標準化（再掲） 権利擁護・権利侵害への対応・発生防止に向けた取り組みを強化します。 （イ）なんでも相談等苦情解決のシステムの活用 （ロ）倫理綱領及び具体的行動計画に基づく実践 （ハ）成年後見制度の活用 最も支援を必要とする方々を受け入れます。 （イ）虐待等による利用者の緊急保護をはじめ，処遇困難な障害者等の受け入れの実施 （ロ）災害時の被災者等の緊急保護の実施

経営方針	経営目標	行動計画	平成21年度事業計画
		ホ 適正な財務管理を行う。 ヘ 建物・設備等の適切な保守管理を行う。 ト 職員の資質の向上に努める。	施設の運営状況を的確に把握し、適正な財務管理を行います。 施設の建物・設備等の適切な保守管理を行います。 職員の資質の向上に努めます。 (イ) OJTの充実 (ロ) 職員研修の充実・強化
5 適正な法人運営と運営基盤の強化を図る。	(1) 経営機能の充実・強化を図り、主体的・効率的経営の確立に努める。	イ 中期ビジョンを策定する。 ロ コンプライアンス（倫理・法令遵守）経営の確立を図る。 ハ 的確な財務管理に基づき経営を行う。 ニ 経営機能の充実・強化を図る。	経営分析（外部環境分析・財務状態分析・人事給与分析・利用者満足度分析等）を行い、県社会福祉協議会中期ビジョンを策定します。 質の高いサービスを提供するとともに、経営上のリスク管理の徹底を図り、法人が提供する福祉サービスに対する相談・苦情等に適切な対応に努める等、より適正な法人運営を目指し、コンプライアンス（倫理・法令遵守）経営を推進します。 (イ) 規則・規程・倫理綱領具体的行動計画等の整備とその実践による業務推進 (ロ) リスクマネジメントの推進 経営上のリスクや福祉サービスにおける事故等に備えます。 a 適正な予算執行、資金管理の実施 b ヒヤリ・ハット体験報告の充実 c 交通事故、労働災害の発生防止 d 個人情報保護の徹底（再掲） (ハ) サービスの質の向上（再掲） a 施設サービス自己評価の充実・強化を図り、サービス内容の見直し・改善 b 福祉QC活動による業務改善の推進 c 業務マニュアルの見直し・改善 (ニ) 職員提案、相談・苦情解決制度の推進 (ホ) セクシュアルハラスメント防止の徹底 (ヘ) 事業報告書、収支計算書、サービス評価結果等の開示による経営の透明性の確保 経営状況を的確に把握し、将来の事業展開を見据えた財務管理を行います。 (イ) 財務分析に基づく経営計画の策定と実施 (ロ) 予算の効果的、効率的な執行 (ハ) 積立金、引当金、事業資金等自主財源の計画的確保による経営基盤の強化 (ニ) 経営分析によるコスト管理 主体的・効率的経営の確立のため、県社協の役割を認識し、経営機能の充実・強化を図ります。 (イ) 理事会、評議員会の開催 (ロ) 監事監査の定期的実施 (ハ) 職員会議の実施 (ニ) 事業評価 (ホ) 中期ビジョンによる事業管理 (ヘ) 職員研修の充実・強化 (ト) 宮城県社会福祉大会、社協フォーラム等の開催 (チ) 広報誌、ホームページ等による情報の発信
	(2) 変化に柔軟に対応できる自立的組織を確立する。	イ 人材の確保と職員の育成に努める。 ロ 新たな人事制度を構築し、運用する。	職員研修体系を再構築し、職員の資質向上に努めます。 (イ) 職員育成の強化 a 職員研修体系を再構築し、新体系による研修の実施 b 幹部職員のスキルの向上 c 福祉QCサークル活動の推進 d 研修担当職員の資質向上 e 自主研究グループ活動の活性化 処遇制度、給与制度、人材育成制度、人事考課制度等が連動した新たな人事制度を構築します。（中期経営計画の柱の一つ） (イ) 新たな人事制度の構築
	(3) 先駆的事业・モデル的事业を推進する。	イ 先駆的事业・モデル的事业を調査・研究し、試行実践を行う。	モデル的事业として、試行します。 (イ) 「地区社協・地域コミュニティ作り」の実践研究として、モデル市町村社会福祉協議会と協働で、地域住民へ働きかけます。